

第1回熊本県公契約に関する条例検討委員会 概要

1 日 時 令和3年(2021年)8月26日(木) 午前10時から午前11時30分まで

2 場 所 熊本テルサ 1階 テルサルーム

3 出席者

【委員】 渡辺委員長、岩永代理、井寺委員、土井委員、友田委員

【県】 手島会計管理者

(管理調達課) 枝國課長、花村審議員、野村主幹、大石参事

(労働雇用創生課) 中川課長 他

(監理課) 森山課長 他

(土木技術管理課) 桑元課長 他

4 概 要

- 委員会における検討方針*¹を了承。
- 理念型の条例を制定する方向で検討する。
- 条例の構成については、「目的」「基本理念」等事務局提示の構成で了承。
- 次回は、たたき台を検討する。事務局は、主な論点*²について、さらに先行県の状況確認や庁内での検討を進め、たたき台をまとめ、提示する。

* 1 検討方針

全国の公契約条例、特に他の県が制定した条例を参考とし、これまでの熊本県における検討状況、熊本県議会での知事答弁及び第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容をふまえ、本県における公契約条例の制定に向け検討を行う。

* 2 主な論点

- ・対象に指定管理や下請け事業者まで含めるか
- ・推進体制(取組方針の策定と協議会のあり方等)を具体的にどのようにするか

【主な御意見】

(1) 賃金条項型・理念型について

- 一般的には、賃金の明確化が公契約条例のひとつの目標ではあるが、様々な課題や各々立場の違いもある中、熊本県は何を目指すのかを踏まえて、他県より少しでもよい条例をとっている。 (友田委員)
- 建設業界では新3K(給料・休暇・希望)を目指している。賃金も大切なことであるが、理念型で進めていただきたい。 (土井委員)
- 働き方や事業者の責務についても理念型に含まれる。賃金の下限を入れ込まず、理念型でよいと思う。 (岩永代理)

- 背景には労働環境の問題等様々あるが、賃金下限を設定しても、例えば人員削減等を行うことがあるかもしれない。頑張っている事業所を応援するような内容がよいと思う。
(井寺委員)
- 市町村では、賃金条項型・理念型と両方あるが、都道府県では（現時点で制定されている範囲では）全て理念型だと聞いている。県内全域の賃金の下限を設定するのは難しいところもあるのではないかと聞いている。理念型の方向性でいいと思う。（渡辺委員長）

(2) 基本理念について

- 内容は妥当。県内企業の受注機会の確保に関心。（岩永代理）
- 条例の基本理念は広くつくり、取組方針でしっかりみていくとよい。（土井委員）
- 条例は長期間続いていくものなので、直近の事情よりは、長期的な思いを表すのがよい。その観点から、提案のものでよい。（友田委員）
- 事業者の取組みの評価の検討について、例えば離職率など、実際は数字だけでは見えないうちが多々ある。条例の制定後の運用面では、不公平のないよう願いたい。
(土井委員)

(3) 対象について

- 指定管理は、住民サービスとして利用者対応、施設管理等を行うものであり、対象としていいのではないかと聞いている。（井寺委員・岩永代理）
- 条例施行後に指定管理者制度を対象とするか検討する方法もある。事務手続きの煩雑さなど、実務を含めて検討した方がよい。（土井委員）
- 下請けを対象とするかについては、次回、たたき台の段階で検討したい。
(渡辺委員長)

(4) 推進体制について

- 協議会等は設置する方向でよい。（全委員）
- 条例施行後の履行確認に係る作業をどのように行うのか。履行確認は、契約相手方を細かくみていかないと評価ができない。そこまで求めると事業者側も行政側も大変であるため難しいところはあると思う。（井寺委員）

【今後のスケジュール】

御意見を踏まえて、条例の素案のたたき台を作成し、第2回検討委員会で協議
(10月から11月での開催を予定)